

副

本

令和 3 年（行ウ）第 11 号　日立市産業廃棄物処分場周辺道路整備事業費支出差止請求住民訴訟事件

原告　荒川　照明　外 4 名

被告　茨城県知事　大井川　和彦

準 備 書 面 (8)

令和 6 年 8 月 22 日

水戸地方裁判所民事第 2 部合議 A 係　御中

被告訴訟代理人弁護士　木島千華夫



被告指定代理人　畠山孝紀



同　加藤禎士



同　檜村祐紀



同　宮本徹



同　綿引瑞子



同　畠澤喜彦



同　助川寛智



本書面においては、まず、被告の令和6年6月13日付け請求の趣旨変更申立てに対する答弁書の第2の3における記載の誤りを訂正し、次に、「第3 被告の主張」について、必要と考えられる範囲で補充する。

なお、略語は従前の例による。

第1 被告令和6年6月13日付け請求の趣旨変更申立てに対する答弁書の第2の3の記載の誤りの訂正について

被告は、令和6年6月13日付け請求の趣旨変更申立てに対する答弁書の「第2 「第2 変更の理由」に対する答弁」において、本件における各支出は、資源循環推進課長又は高萩工事事務所長が専決した旨記載したが、本書面の作成に当たり改めて精査したところ、「資源循環推進課長」と記載すべきところを「資源循環推進長」と記載した誤りと、高萩工事事務所長が茨城県知事からの委任を受けて支出した又は常陸太田工事事務所長が茨城県知事からの委任を受けて支出した旨記載すべきところを高萩工事事務所長が専決した旨記載した誤りが判明した。

そのため、被告令和6年6月13日付け請求の趣旨変更申立てに対する答弁書の3枚目の上から5行目の「資源循環推進長が」を「資源循環推進課長が専決し」に、同上から7行目及び8行目の「「橋梁詳細設計業務委託（その1）」（株式会社常陸設計）、「橋梁詳細設計業務委託（その2）」（株式会社開発計画研究所）」を「「橋梁詳細設計業務委託（その1）」（株式会社常陸設計）及び「橋梁詳細設計業務委託（その2）」（株式会社開発計画研究所）に係る支出については高萩工事事務所長が」に、同上から10行目及び11行目の「高萩工事事務所長がそれぞれ専決したこと」を「常陸太田工事事務所長が、それぞれ茨城県知事から委任を受けて、支出したこと」に、それぞれ訂正する。

第2 「第3 被告の主張」の補充について

1 原告の請求の趣旨変更申立て後の本件における判断枠組みについて
地方自治法242条の2第1項4号の「当該職員」については、「当該職員」とは、当該訴訟においてその適否が問題とされている財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するものとされている者及びこれらの者から権限の委任を受けるなどして当該権限を有するに至った者を広く意味する旨判示されている（最高裁判所昭和62年4月10日第二小法廷判決（民集41巻3号239頁））。

また、本来的に地方公共団体の長等の権限に属する財務会計上の行為について、専決の権限を有する職員又は地方公共団体の長等から権限の委任を受けた職員が処理した場合、地方公共団体の長等は、これらの職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務に違反し、故意又は過失により、これらの職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止しなかったときに限り、普通地方公共団体に対し、これらの職員がした財務会計上の違法行為により当該普通地方公共団体が被った損害につき賠償責任を負うものと解するのが相当である旨判示されている（最高裁判所平成3年12月20日第二小法廷判決（民集45巻9号1503頁）、最高裁判所平成5年2月16日第三小法廷判決（民集47巻3号1687頁））。

すなわち、原告の請求の趣旨変更申立て後の本件において、茨城県知事である大井川和彦に対し損害賠償請求することを義務付けられるのは、資源循環推進課長が専決し、又は高萩工事事務所長若しくは常陸太田工事事務所長が委任を受けて支出した原告請求の趣旨変更申立書別紙記載の各支出が、財務会計法規上の義務に違反する違法なものであり、かつ、茨城県知事大井川和彦が資源循環推進課長、高萩工事事務所長又は常陸太田工事事務所長が財務会計上の違法行為をすることを阻

止すべき指揮監督上の義務に違反し、故意又は過失により、財務会計上の違法行為を阻止しなかったときに限られるというべきである。

2 本件における各支出が財務会計法規上の義務に反するものではなく、資源循環推進課長、高萩工事事務所長又は常陸太田工事事務所長に違法な財務会計行為はないことについて

原告らは、請求の趣旨変更申立書別紙記載の各支出に係る支出負担行為は、被告の裁量権を逸脱濫用した違法な財務会計行為であるとし、大井川和彦は、茨城県知事として職員による誠実執行義務に違反する支出負担行為を阻止すべき指揮監督上の義務があるにかかわらず、これを怠って阻止をしなかったと主張している。

しかし、以下のとおり、各支出に係る支出負担行為は何ら違法な財務会計行為ではなく、茨城県知事大井川和彦には、誠実執行義務に違反する支出負担行為を阻止すべき指揮監督上の義務違反はない。

(1) 本件計画地の選定及び本件事業の実施の決定について

そもそも、本件における各支出の前提としての本件事業（新最終処分場南側新設道路の整備及び既存道路の改良）の実施の決定、さらには、本件事業の実施の決定に先立つ本件計画地の選定に何ら裁量権の逸脱・濫用がないことは、被告準備書面（1）78頁ないし82頁で述べたほか、被告の従前の主張とおりである。

なお、県は本件計画地の選定の際には、搬入ルートとして「国道6号油縄子交差点～梅林通り～県道37号～整備候補地」のルートを想定していたこと及びその後住民からの意見を踏まえて検討を加え本件事業の実施を決定するに至った経緯については、被告準備書面（1）51頁及び52頁で述べたとおりである。

(2) 本件における各支出に係る支出負担行為が適法な財務会計行為であり、茨城県知事大井川和彦に指揮監督上の義務違反はないことについ

て

上記（1）のとおり、本件における各支出の前提としての本件事業の実施の決定、さらには、本件事業の実施の決定に先立つ本件計画地の選定については、何ら裁量権の逸脱・濫用はない。

したがって、前記のとおり、本件事業の実施の決定に先立つ本件計画地の選定について、裁量権の逸脱・濫用があるとすべき理由はなく、そして、本件事業の実施の決定及びそれを前提として、資源循環推進課長が専決の権限により行い、又は高萩工事事務所長若しくは常陸太田工事事務所長が委任に基づく権限により行った本件各支出に係る支出負担行為に、何ら違法な点はないから、当然、茨城県知事大井川和彦には、誠実執行義務に違反する財務会計上の違法行為を阻止すべき指揮監督上の義務違反はない。

3 本件における各支出によって県に損害は生じていないことについて
被告準備書面（1）83頁で述べたとおり、県は、本件における各支出によって、新設道路を公の財産として取得することになるのであるから、本件における各支出によって県に損害が生じることはない。

4 結論

よって、被告が茨城県知事大井川和彦に対し損害賠償請求を行うことを義務付けられる理由はない。

以上